



国自技第 273 号  
平成 31 年 3 月 27 日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局技術政策課長



平成 31 年度税制改正に伴う対応について

平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された平成 31 年度税制改正大綱に基づき平成 31 年 3 月末までに税制改正関連法案が公布されれば、平成 31 年 4 月 1 日から先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る税制特例措置（ASV 税制特例）について、自動車取得税の特例措置は 6 月延長されます。

また、自動車取得税廃止後の 2019 年（平成 31 年）10 月 1 日以降は自動車税の環境性能割の特例として 2021 年（平成 33 年）3 月末まで措置されます。

平成 31 年度税制改正については、地方税である自動車取得税及び自動車税の特例の延長となり、当該特例が適用される期間においては、平成 30 年度税制改正により既に自動車重量税の特例が措置されているため、特段これまでと異なる対応は必要となりませんが、税制特例措置の対象自動車についてご承知おきください。

なお、あわせて関係会員への周知方お願いします。



記

1. 特例の内容及び特例の対象

【特例の内容】

	自動車重量税	自動車取得税・自動車税
衝突被害軽減ブレーキ	50%軽減	所得価額から 350 万円控除
車両安定性制御装置	50%軽減	取得価額から 350 万円控除
車線逸脱警報装置	25%軽減	取得価額から 175 万円控除
上記 3 装置中 2 装置以上装着	最大 75%軽減	取得価額から最大 525 万円控除

No.31

※ 初回（新車の新規検査・予備検査時）のみ適用される。

※ ASV 減税の対象となる自動車がエコカー減税やバリアフリー減税の対象でもある場合、

① 自動車重量税は軽減率の高い減税が優先（同一の減税率の場合はエコカー減税が優先）される。

② 自動車取得税は 2019 年(平成 31 年)9 月 30 日まではエコカー減税、バリアフリー減

税、ASV 減税のうちいずれかを申請者が選択できる。

- ③ 自動車税は、2019 年（平成 31 年）10 月 1 日以降は、燃費性能に応じて軽減された税率と ASV 減税の両方が適用される。

※ 減税率や控除額については、車種等によって詳細な規定があるため、後述の 2. の注記を参照のこと。

【特例の対象】

	車両総重量	対象となる装置		
トラック	3.5 トン超 22 トン以下	衝突被害軽減 ブレーキ	車両安定性 制御装置	車線逸脱警報 装置
バス	全重量			

※ 車両総重量と対象となる装置の組み合わせによっては、特例の対象とならないこともある。

2. 特例期間・特例対象

	自動車重量税	自動車取得税・自動車税
トラック及びバス	平成 30 年 5 月 1 日～ 2021 年（平成 33 年）4 月 30 日	平成 31 年 4 月 1 日～ 2021 年（平成 33 年）3 月 31 日

※ 平成 31 年 4 月 1 日までに税制関連法案が施行されない場合には、施行日から特例措置が開始される。

※ 自動車重量税については、平成 30 年度税制改正により平成 33 年 4 月 30 日まで措置済み。

※ バス（立席を有するものを除く）には乗車定員 10 人の乗用の用に供する自動車を含む。

※ トラクタ及びトレーラは除く。

※ 車両総重量 20 トン超 22 トン以下のトラックに係る特例措置は、2020 年（平成 32 年）10 月 31 日まで措置される。

※ 車両総重量 3.5 トン超 20 トン以下のトラック及び 12 トン以下のバスに係る特例措置は、2021 年（平成 33 年）3 月 31 日まで措置される。

※ 車両総重量 12 トン超のバスに係る特例措置は、2019 年（平成 31 年）10 月 31 日まで措置される。

※ 衝突被害軽減ブレーキは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 15 条第 7 項及び第 93 条第 8 項に規定する技術的要件を満たすこと（適用整理告示第 9 条の規定により、協定規則第 131 号（00 シリーズ・01 シリーズ）または旧別添 113 であっても可。）

※ 車両安定性制御装置は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 15 条第 2 項第 1 号及び第 93 条第 2 項第 1 号に規定する技術的要件を満たすこと（車両安定性制御装置に係るものに限る。）

※ 車線逸脱警報装置は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 67 条の 2 に規定する技術的要件を満たすこと（車線逸脱警報装置に係るものに限る。）

3. 税制特例措置に必要な書類

税制特例措置を受けるために、平成 31 年 4 月 1 日以降の新車の新規検査又は予備検査受検時に以下のいずれかの書類を提出すること。

- (1) 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置又は車線逸脱警報装置を備える自動車に対して、自動車情報管理システムを活用して自動車製作者等が備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」、「車両安定性制御装置搭載車」、「車線逸脱警報装置搭載車」、「衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車」、「衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車」、「車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車」又は「衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車」と記載した排出ガス検査終了証

(記載例) 3 装置搭載の例

		(証明番号)	
		平成 年 月 日	
排出ガス検査終了証			
製作者等の氏名又は名称			
			印
住所			
型式指定番号		一酸化炭素等発散防止装置の型式	
車名及び型式			
原動機の型式		窒素酸化物	
		粒子状物質	
車台番号			

備考： 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車

(2) 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置若しくは車線逸脱警報装置を備える自動車に対して、自動車製作者等が発行する下記様式の「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」、「車両安定性制御装置搭載車」、「車線逸脱警報装置搭載車」、「衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車」、「衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車」、「車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車」又は「衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車」搭載証明書

(様式)

(証明番号)						
平成 年 月 日						
<p>※上記参照 (3 装置搭載の例)</p> <p style="text-align: center;">衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <p>搭載証明書</p> </div>						
<p>自動車製作者等の 氏名又は名称 <span style="float: right;">印</span></p> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p style="margin-top: 10px;">住所 <span style="float: right;">_____</span></p>						
<p style="text-align: center;">以下の自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に規定された衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置の技術基準に適合した装置を備えていることを証明する。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">車 名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">車 台 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td></td> </tr> </table>	車 名		車 台 番 号		備 考	
車 名						
車 台 番 号						
備 考						

(3) 指定自動車以外の自動車

指定自動車以外の自動車については、税制優遇を受けるために、平成 31 年 4 月 1 日以降の新車の新規検査又は予備検査受験時に試験成績書又は技術基準適合証明書が提出すること。